



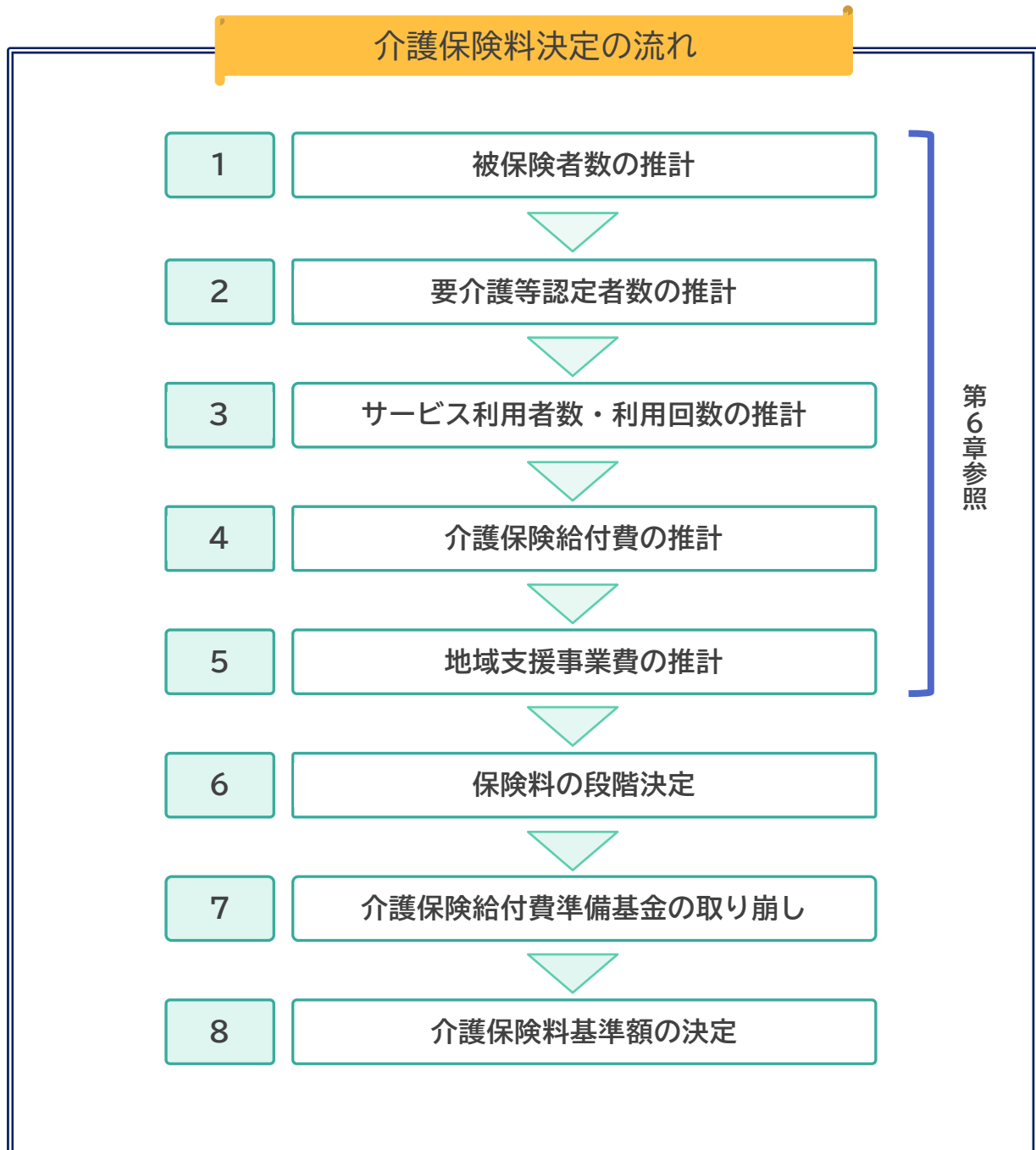
第7章

介護保険料

1

介護保険料決定の流れ

令和6年度から令和8年度及び令和22年度における各サービス量や給付費については、千代田区の要介護（要支援）認定者数の実績や給付実績をもとに国の示す推計方法（見える化システム）により行っています。保険料決定までの流れは次のとおりです。

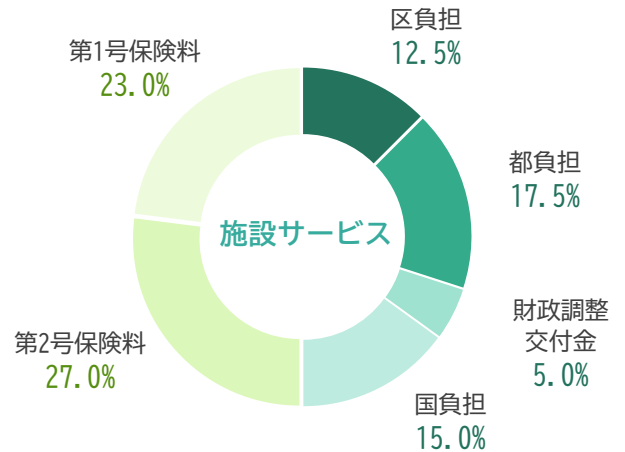
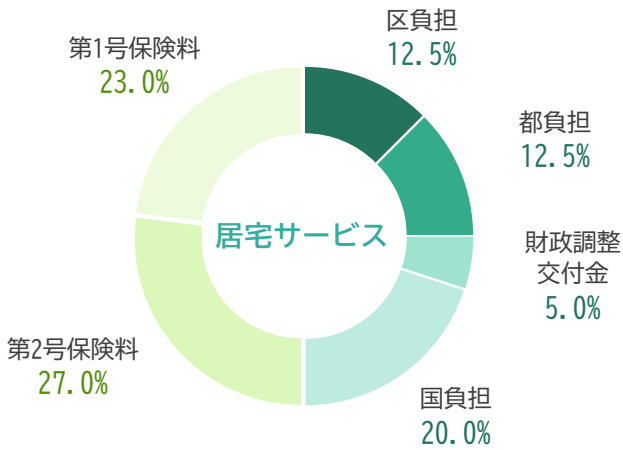


2

介護保険給付費等の負担割合

介護給付費及び地域支援事業における負担割合は次のとおりです。

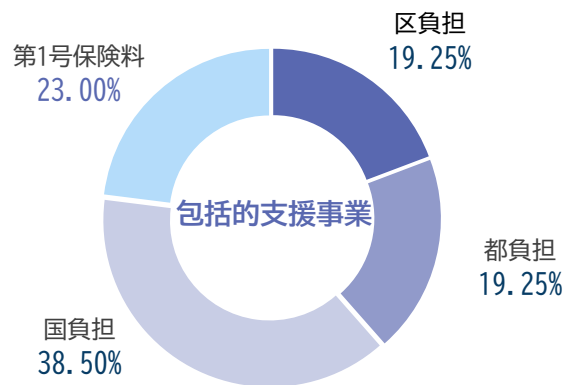
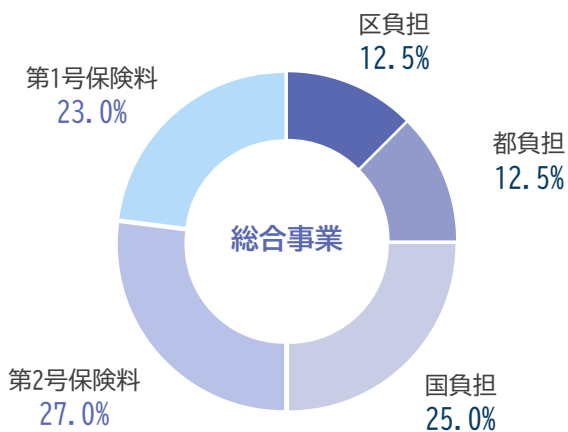
1 介護保険給付費



7

介護保険料

2 地域支援事業費



3

保険料の上昇抑制策

1 一般施策での高齢者福祉サービスの充実

千代田区では介護保険制度の運営・保険給付等とあわせて高齢者の生活を支えるために、一般施策で高齢者福祉サービスを充実させています。

介護保険制度の創設当初、多くの自治体が一般施策で行ってきた高齢者福祉サービスをやめたり、介護保険制度に組み込んだりしましたが、千代田区は高齢者が在宅で安全・安心に過ごせるよう、介護保険制度では足りないサービスや介護保険制度にはないサービスを一般施策で提供し続けてきました。

また、地域支援事業については法律で限度額が決まっていますが、限度額を超えたサービスを一般施策で行ってきました。

その結果、介護保険料の上昇抑制を図りながら安定したサービスを提供できており、第9期計画では基準月額を659円抑制します。

千代田区は今後も介護保険制度と一般施策のサービスの充実を図り、高齢者福祉を向上していきます。

一般施策で行っている高齢者福祉サービス

単位：千円

事業種	事業名	令和6年度予算額
保険給付事業に組み入れることができる事業	高齢者食事支援サービス	12,348
	寝具乾燥サービス	954
	高齢者福祉住環境整備	7,050
	在宅支援ホームヘルプサービス	57,979
	紙おむつ支給	41,749
	訪問理美容サービス	1,585
	認知症高齢者在宅支援ショートステイ	2,553
	在宅訪問リハビリ支援	3,367
地域支援事業に組み入れることができる事業	よろず総合相談	80,753
	シルバートレーニングスタジオ	27,950
	フレイル予防事業	9,774
	合計	246,062

2 保険料段階の見直し

保険料の段階は、国が標準とする13段階から各保険者が一定の条件のもとで段階を増やす多段階の設定が可能です。

第9期計画期間から、国が標準段階区分を9段階から13段階に引き上げたことに伴い、千代田区においても負担能力に応じた保険料段階とするため、15段階から18段階に保険料段階を見直します。これにより、保険料基準月額を312円抑制します。

3 介護給付費準備基金の取り崩し

介護保険事業のこれまでの保険料剰余金は、預金利子を含め介護給付費準備基金で管理しています。介護保険制度では、計画期間内に必要となる保険料は、その計画期間内に徴収することが原則ですが、保険料剰余金等は活用することができます。

第8期計画当初は約4億円の基金残高があり、第8期計画期間中に取り崩しを行う予定でしたが、介護給付費適正化の取組等により基金の取り崩しを行わずに介護保険事業を運営することができました。第9期計画期間では、約1億7千万円の新規積み立てを行う予定であり、基金残高の見込み額が約5億7千万円になります。そのうち3億4千万円を取り崩して活用することで、基準月額を562円軽減します。

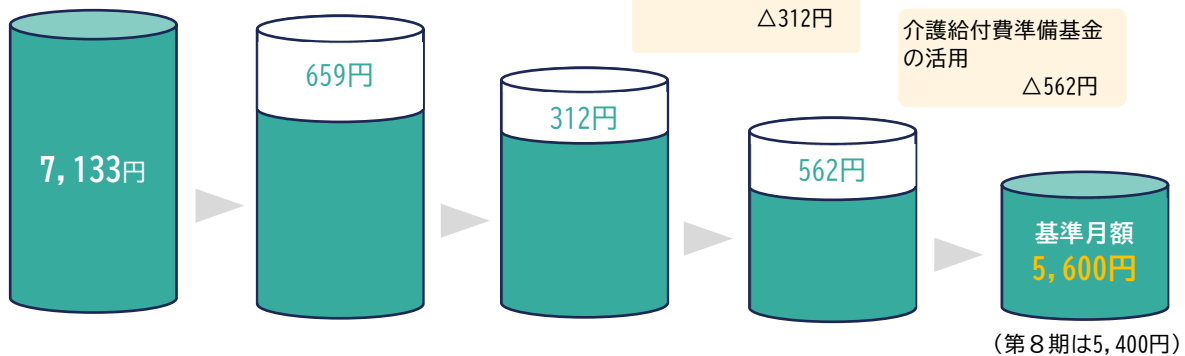
保険料段階の上昇抑制の取組みイメージ

紙おむつ支給など市町村特別給付等として介護保険で行うことができる事業（介護保険外サービス）や地域支援事業の一部を介護保険事業として実施した場合

介護保険外サービスや地域支援事業の一部を引き続き一般会計で実施
△659円

保険料段階の多段階
△312円

介護給付費準備基金の活用
△562円



4

第9期計画の介護保険料

第1号被保険者の保険料基準月額を基に、所得段階別に定める第9期介護保険料は次のとおりとなります。

第9期保険料（令和6年度～8年度）			
段階	対象者	割合	年額保険料 (月額目安)
第1段階	・老齢福祉年金を受給されて、世帯全員が住民税非課税 ・生活保護受給 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	基準額 × 0.285	19,100円 (1,568円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ第1段階以外で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	基準額 × 0.485	32,500円 (2,716円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	基準額 × 0.685	46,000円 (3,836円)
第4段階	本人の住民税が非課税かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下（世帯の中に課税の方がいる）	基準額 × 0.9	60,400円 (5,040円)
第5段階	本人の住民税が非課税かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超（世帯の中に課税の方がいる）	基準額	67,200円 (5,600円)
第6段階	本人の住民税が課税で合計所得金額が120万円未満	基準額 × 1.2	80,600円 (6,720円)
第7段階	本人の住民税が課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 × 1.3	87,300円 (7,280円)
第8段階	本人の住民税が課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 × 1.5	100,800円 (8,400円)
第9段階	本人の住民税が課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 × 1.7	114,200円 (9,520円)
第10段階	本人の住民税が課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 × 1.9	127,600円 (10,640円)
第11段階	本人の住民税が課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 × 2.1	141,100円 (11,760円)
第12段階	本人の住民税が課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 × 2.3	154,500円 (12,880円)
第13段階	本人の住民税が課税で合計所得金額が720万円以上850万円未満	基準額 × 2.4	161,200円 (13,440円)
第14段階	本人の住民税が課税で合計所得金額が850万円以上1,000万円未満	基準額 × 2.5	168,000円 (14,000円)
第15段階	本人の住民税が課税で合計所得金額が1,000万円以上1,250万円未満	基準額 × 2.6	174,700円 (14,560円)
第16段階	本人の住民税が課税で合計所得金額が1,250万円以上1,500万円未満	基準額 × 2.9	194,800円 (16,240円)
第17段階	本人の住民税が課税で合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	基準額 × 3.2	215,000円 (17,920円)
第18段階	本人の住民税が課税で合計所得金額が2,000万円以上	基準額 × 3.5	235,200円 (19,600円)

令和6年度の介護給付費及び地域支援事業費は45.39億円になる見込みです。以降も増加は続き、団塊の世代ジュニアが前期高齢者（65歳以上）になる令和22年度には63.69億円に達すると見込んでいます。

また、令和22年度の介護保険料の基準月額が6,804円に達すると見込まれており、介護給付費及び地域支援事業費と介護保険料のどちらも今後増加が予想されます。

こうしたことから、介護保険サービスを使わずに、自立した生活を送ることができる高齢者を増やすことが重要であり、介護予防・日常生活支援総合事業等の介護予防に効果のあるさまざまな取組の推進により、介護給付費の増加を抑えることで、保険料上昇の抑制につなげていきます。

